

3-03 専任教員と非常勤講師の比率

【現状説明】 法令に沿った専任教員を配置した上で、非常勤講師を採用しています。

大学院	大学院では、各種法令に沿い、より高度な専門知識を得られるよう教員の配置を行っています。基本的に専任教員が担当するようにしているため、非常勤講師の採用率は 10%程度となっていますが、採用については、資格審査を実施し、授業担当の相当性を判断しています。
大学・短期大学部	本学では、教育課程の編成にあたり、大学設置基準に定められた専任教員数を満たすとともに、主要授業科目の担当だけではなく、免許・資格（教育職員・栄養士・保育士等）に関わる各種法令にも沿うよう専任教員を配置しています。その上で、専任教員の専門分野・担当授業時間数の兼ね合い等を勘案し、非常勤講師の採用計画を立てています。非常勤講師の採用にあたっては、原則として事前に資格審査を実施し、授業担当の相当性を判断しています。 本学は大学・短期大学を併設していることから、専任教員が併設大学・併設短期大学の兼任教員として相互に行き来しているのが特徴のひとつです。専任教員（含兼任教員）と外部からの非常勤講師の比率は、学部・学科により異なりますが、平均すると大学・短期大学部ともに約 5 割の人数を非常勤講師が占めています。 広範囲に渡る教育内容の質を維持するために非常勤講師が重要な役割を果たしていると言えます。